

各優遇措置は、ベーシックセミナー（全4回）を全て受講し、藤井寺市の「認定証明書」の交付を受けることで支援制度の対象となります。

国の支援策

会社設立時の「登録免許税」が減免

[特例の内容]

市内で会社を設立する際の登録免許税を減免

株式会社または合同会社は、資本金の0.7%が0.35%に軽減

（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、

合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減）

合名会社または合資会社は、1件につき6万円の登録免許税が3万円に軽減

※他の市区町村で創業または会社を設立する場合には、登録免許税の減免を受けることができません

[対象者の要件]

藤井寺市で創業する人、または創業後5年未満の人（個人のみ）

[証明書の提出先]

設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出

「創業関連保証」が早く利用できる

[特例の内容]

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の特例が、事業開始の6か月前から利用可

[対象者の要件]

これから創業しようとする人

[証明書の提出先]

手続きを行う際に、信用保証協会または金融機関に証明書（写し可）を提出

※別途、審査あり

小規模事業者持続化補助金〈一般型・創業枠〉の補助金

[特例の内容]

特定創業支援等事業による支援を受け創業した小規模事業者に対しての経費の一部が補助される

・補助率：2/3

・補助限度額：200万円

[対象者の要件]

公募締切時から起算して過去3か年の間に開業した事業者（税務署に開業届を提出していること）

藤井寺市の支援策

藤井寺市事業者支援補助金〈創業支援型〉

[特例の内容]

藤井寺市で創業する方へ、創業に要する一部経費に対する補助制度

[対象者の要件]

藤井寺市創業支援事業計画に基づき実施する創業支援セミナー等を受講し、受講を終了したことについて証明書の発行を受けた者

[補助額]

補助対象経費（税込）の1/2 上限50万円

[補助対象経費]

1. 広報・販売促進費…広告宣伝費、パンフ作製費等
2. 店舗改修費…店舗改修に要する費用
3. 設備・備品購入費…設備・備品等の取得に要する費用
4. その他

各優遇措置は、ベーシックセミナー（全4回）を全て受講し、藤井寺市の「認定証明書」の交付を受けることで支援制度の対象となります。

金融機関の支援策

日本政策金融公庫

「新創業融資制度」の自己資金要件をクリア

[特例の内容]

新創業融資制度の自己資金要件を充足したものととして、同制度を利用することが可能

[対象者の要件]

藤井寺市で創業する人（新たに事業を始める方）
※但し、創業後税務申告を2期終えていないこと

[証明書の提出先]

日本政策金融公庫に証明書を提出 ※別途、審査あり

日本政策金融公庫

「新規開業資金」の金利引き下げ

[特例の内容]

新規開業資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能

[対象者の要件]

藤井寺市で創業する人（新たに事業を始める方）
※但し、創業後おおむね7年以内であること

[証明書の提出先]

日本政策金融公庫に証明書を提出 ※別途、審査あり

池田泉州銀行の創業応援ローン

「夢ひろがる」「夢ひろがるプラス」

[融資の内容]

●大阪信用保証協会保証付の創業応援ローン
優遇金利や低水準の信用保証料率の設定などを実現した創業向け融資（認定証明書提出による金利優遇あり）

[対象者の要件]

創業する人、または事業を始めてから5年未満の事業者 ※別途、審査あり

成協信用組合と日本政策金融公庫

コラボ融資「創業支援連携融資（ドリーム）」

[融資の内容]

ご融資限度額：1000万円
ご融資金利：年3.0%（2021年6月時点）変動金利
ご融資期間：運転資金5年以内、設備資金7年以内

[対象者の要件]

以下の①②すべてに該当する個人または法人
①成協信用組合と日本政策金融公庫の双方から開業資金を調達する予定の人
②成協信用組合と日本政策金融公庫の融資要件を満たしている人

[証明書の提出先]

成協信用組合に証明書を提出 ※別途、審査あり